

理事会運営規程

(本規程の目的)

第1条 本規程は、一般社団法人 Shake Hands (以下「理事会」という)理事会の運営における決議の方法等について定めるものとする。

(理事会の構成)

第2条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(理事会の任務)

第3条 理事会は、本会の重要な業務執行を意思決定し、代表理事その他理事の職務執行を監督し、代表理事の選定及び解職を行う。

2 理事会は、毎事業年度2回以上、代表理事から業務執行の状況報告を受ける。

(決議事項)

第4条 理事会の決議事項は次のとおりとする。

- (1) 総会の開催日時、場所及び目的事項の決定
- (2) 規程の制定、廃止及び変更に関する事項
- (3) 重要な業務執行に関する事項
- (4) 理事の職務の監督
- (5) 代表理事の選定及び解職
- (6) 組織及び人事に関する事項
- (7) 財産・財務に関する事項

2 前項の規程に関わらず、理事会は、必要に応じてその他の事項を審議、決議することができる。

(審議及び決議)

第5条 理事会の決議は決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 議案の決議につき特別の利害関係を有する理事は、当該決議に参加することができない。この場合、その理事の数は、第1項の理事の数に算入しない。

3 第1項の規程に関わらず、理事が理事の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合には、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事以外の出席)

第6条 理事会がその決議により必要と認めたときは、理事以外の者を理事会に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(議事録)

第7条 議長の指名する者は、審議の経過の要領及び結果並びに出席した理事の氏名を議事録に記録しなければならない。

(規程の改正)

第8条 本規程の改正は理事会の決議による。